②工事　区画整理工：Ａ＝53ha、整地工：Ａ＝53ha、農道工：Ｌ＝12,700m、ほ場内用水路工（ＶＵφ150～300㎜）：Ｌ＝2,200m、ほ場内排水路工（合成樹脂管φ300～600㎜）：Ｌ＝4,000m、暗渠排水工：Ａ＝50ha、支線用水路工（ＤＣＩＰφ700㎜）：Ｌ＝1,400m、支線排水路工（Ｖ－500敷設替、合成樹脂管φ900㎜）：Ｌ＝900m

③工事　区画整理工：Ａ＝30ha、整地工：Ａ＝30ha、農道工：Ｌ＝4,600m、ほ場内用水路工（ＶＵφ100～450㎜）：Ｌ＝1,500m、ほ場内排水路工（合成樹脂管φ250～1,350㎜）：Ｌ＝2,900m、暗渠排水工：Ａ＝28ha、支線用水路工（ＦＲＰＭφ1,350㎜、ＤＣＩＰφ600㎜）：Ｌ＝1,200m

⑸　工期　①工事、②工事及び③工事（以下、「本工事」という。）は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

①工事　令和７年８月１日から令和９年１月28日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和７年７月31日まで。）。

②工事　令和７年８月１日から令和９年１月21日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和７年７月31日まで。）。

③工事　令和７年８月１日から令和９年１月８日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和７年７月31日まで。）。

⑹　使用する主要な資機材

①工事　ダクタイル鋳鉄管（ＡＬＷ形φ600～800㎜）：Ｌ＝760m、硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵφ100～500㎜）：Ｌ＝6,300m、合成樹脂管（φ60～900㎜）：Ｌ＝82,400m

②工事　ダクタイル鋳鉄管（ＡＬＷ形φ700㎜）：Ｌ＝1,400m、硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵφ150～300㎜）：Ｌ＝2,200m、合成樹脂管（φ60～900㎜）：Ｌ＝65,000m

③工事　強化プラスチック複合管（ＦＲＰＭφ1,350㎜）：Ｌ＝600m、ダクタイル鋳鉄管（ＡＬＷ形φ600㎜）：Ｌ＝600m、硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵφ100～450㎜）：Ｌ＝1,500m、合成樹脂管（φ60～1,350㎜）：Ｌ＝33,800m

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒀　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

下記に記載する試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式５を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、複数名の配置予定技術者の申請を可とするが、本試行対象工事間での監理技術者の兼務は認めない。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は無効とする。

本試行対象工事及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア　通知年月日　令和７年４月10日（予定）

イ　通知時刻　①工事　10時00分（予定）
②工事　10時30分（予定）
③工事　11時00分（予定）

ウ　通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。

⒂　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⒃　本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事である。

⒄　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒆　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和７年１月15日までに行い受理（定期受付）されていること。